

生活福祉資金緊急小口資金（コロナ特例貸付）を 借りられたみなさまへ

●償還（返済）期間について

多くの方が令和6年12月31日に最終償還期限を迎えます。最終償還期限を過ぎると、元金（償還残高）に対して延滞利息が発生します。今一度、書類の読み方（裏面）の償還期間の項目を参考に、お手元の「償還残高のお知らせについて」をご確認ください。

●償還免除、償還猶予について

償還免除や償還猶予ができる場合があります。詳細は同封の赤色チラシ「償還免除・償還猶予・償還（返済）のご案内」をご確認ください。

●償還手続き（口座振替設定）について

口座振替設定手続きが、インターネットで登録できるようになりました。口座振替設定未手続きの方は、ご検討ください。詳細は、同封の緑色チラシ「償還（返済）の手続きがお済みでない皆さまへ」をご確認ください。

●新たな償還方法について

新たにスマートフォンで、「コンビニ」または「インターネットバンキング」による支払い選択ができるようになりました。詳細は、同封の青色チラシ「生活福祉資金（コロナ特例貸付）を償還（返済）する人はご連絡ください」をご確認ください。

●お願い

住所や氏名、電話番号等を変更されている方は、下記まで届出ください。

<問い合わせ先>
広島市西区社会福祉協議会
電話 082-294-0104